

## 県退職者の再雇用に係るガイドライン

鳥取県総務部行財政改革局

県を退職した元職員が、県出資法人等に再雇用される場合において、その雇用に当たって目安となる年齢（年数）と報酬額の基準を下記のとおりとし、県職員の再就職に係る透明性の確保を図る。

### 記

#### 1 年齢（年数）

雇用と年金の接続を図る観点から、県を定年退職となる日（定年の無い職については退職した日）から5年を経過した日以降に到来する任期の末日までとする。

#### 2 報酬の額

雇用する法人等において、任用するポストの職責等に応じて、県の再任用職員の給料水準を踏まえて定めるものとする。

<参考> 鳥取県の再任用職員への適用給料表及び級

職務	職務の級
県部長相当職の職務	行政職給料表 8 級
県次長相当職の職務	行政職給料表 7 級
県課長相当職の職務	行政職給料表 6 級
県課長補佐相当職の職務	行政職給料表 4 級

※各級の再任用職員の欄の金額を適用

#### 3 施行日

平成30年10月15日から施行する。